



メルボルン日本人学校

子どもの安全および福祉に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務室(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

メルボルン日本人学校 (JSM) の子どもの安全および福祉に関する方針は、子どもおよび若者が安全かつ安心な学校生活を送れるよう、子どもにとって優しく安全な学校運営を行うことを約束するものである。

本方針では、学校環境におけるビクトリア州 Child Safe Standards(児童安全基準)の適用方法を定めた[省令第 1359 号](#)を実施するにあたっての当校の取り組みを規定する。

本方針は、子どもの安全を守り、適切に接することが全関係者の義務であることを学校関係者に周知すると同時に、本校のあらゆる教育現場において児童生徒の安全および福祉を守るための手順および実践内容を導くためのものである。

適用範囲

本方針の適用範囲は以下の通りとする。

- 本方針は、児童生徒との直接的関わりの有無にかかわらず、全教職員、ボランティア、請負業者に適用される。また、学校運営理事会の構成員も適用の対象となる。
- 教育活動の一環として設けられた学習現場(学校主催の宿泊学習など)や第三者によって提供された場所を含む、児童生徒が関わるあらゆる教育現場に適用される。授業時間内外、対面およびオンラインどちらも適用対象となる。
- 本方針は、子どもの安全および福祉に関して本校が策定した他の方針、手順および規範と合わせて参照する必要がある。以下に示す、その他の関連する学校方針を参照すること。

用語の定義

本方針において次の用語は、[特定の定義](#)のもと使用される。

- Child 子ども
- child safety 子どもの安全
- child abuse 児童虐待
- child-connected work 教育現場における子どもに対する間接的業務
- child-related work 子どもと直接関わる業務
- school environment 学校環境
- school staff 教職員
- school governing authority 学校運営責任者
- student 生徒
- volunteer ボランティア

- Visitor 来校者
- Contractor 請負業者

子どもの安全に対する取り組み

本校は、あらゆる子ども、若者およびその家族を歓迎し、子どもの安全を掲げる学校組織である。

本校は、児童生徒にとって安全かつ安心な教育環境を提供することを約束する。児童生徒の参加を重視するとともにその意見を尊重し、児童生徒の生活に影響を与える決定事項については児童生徒の声に耳を傾ける。子どもや児童生徒全員のニーズに応える事を目的に、本校の子どもの安全に関する方針、戦略、および実践が形づくられている。

児童虐待は断じて容認されず、本校は学校環境において児童生徒に危害を及ぼすリスクを特定し管理するために教職員の研修やポスターでの安全に対する取り組みの周知など積極的な措置を講じている。また、児童生徒と大人、および児童生徒同士の関係が、信頼と尊敬に基づき良好に保たれるよう支援する。

子どもの安全に関する懸念が提起または特定された場合、これに真剣に取り組み、迅速かつ徹底的に対処する。

アボリジニの児童生徒、文化的小および言語的に多様な背景を持つ児童生徒、留学生、障害を持つ児童生徒、親元から離れて暮らすことを余儀なくされた児童生徒、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス、クィア (LGBTIQ+) と自認する児童生徒、そして何かしらの危険に晒されるリスクを抱えていたり、弱い立場にある子どもや若者達が求める安全欲求に対しては特別な配慮を心がける。前述の児童生徒に加えて、人種差別やその他差別など、他者と異なる特性を持つ児童生徒を対象とした不適切または有害な行為は容認されず、そのような行為が確認された場合は子供の安全に関する行動規範に示した処分にて対処する。

児童の安全は共同責任であり、本校のあらゆる関係者は、児童の安全および福祉を促進するとともに、児童の安全に関する問題や懸念事項を速やかに提起する重要な役割を担っている。

子どもの安全に関する対策は定期的に見直しを行い、以下の方法で児童生徒、家族、教職員、ボランティアから吸い上げた意見をその後の戦略に確実に反映させる。

- アンケート
- 児童生徒や保護者との懇談
- 学年委員会や職員会議

役割および責任

企画部

本校の企画部(校長、教頭、事務長、教務、小学部および中学部主任で構成)は、強固な安全文化を醸成し、これを維持するとともに、省令第 1359 号に従って方針を策定し、これを効果的に実施する責任を担う。

校長、教頭および事務長は次のことを実施する。

- 子どもの安全および福祉に関するガバナンス、方針、手順、規範が効果的に整備、順守されていることを確認
- 児童生徒、家族、教職員が、子どもの安全、文化的安全性および福祉の向上促進活動へ積極的に参加するような安全文化を具現化

- 全児童生徒の多様なニーズを考慮した、包括的かつ寛容な教育現場を実現
- 児童生徒と大人、および児童生徒同士の関係において、お互いを尊重し合う行動を奨励する
- 企画部会議、職員会議、学校運営理事会などで、学校関係者に対して子どもの安全課題に関する率直な議論を定期的に励行
- 子どもの安全、文化的安全性、福祉、および虐待の防止と対応についての理解を深めるため、教職員およびボランティア(適切な場合)に対する定期的な専門的学習を奨励
- 子どもの安全に関する苦情や懸念を提起しやすい環境、また関係当局への児童虐待の通報を思いとどまらせることのないような環境を整備

教職員およびボランティア

すべての教職員およびボランティアは、次のことを実施する。

- ISV(ビクトリア州私立学校協会)と共同、もしくは本校が提供する子どもの安全および福祉についての導入教育および研修に参加し、子どもの安全および福祉に関して本校が定める方針と手順を常に順守
- 本校が定める[子どもの安全に関する行動規範](#)に従った行動
- [学校における4つの重要な行動](#)の順守を含む、[子どもの安全に対する対応および通報義務に関する方針](#)と手順に従い、子どもの安全に関する懸念事項を特定、および提起
- 児童生徒の意見を真剣に受け止め、その生活に影響を及ぼす決定事項について児童生徒の声を聴取
- 児童生徒の多様なニーズに対応する包括的かつ寛容な教育活動の実践
- 子どもの安全に関する懸念事項あるいは質問、また子どもの安全を脅かす事案が発生した場合は校長が窓口となり対応する。

学校運営理事会

Education and Training Reform Act 2006(2006年教育訓練改革法)の下に与えられた機能と権限行使するにあたり、学校運営理事会の構成員は次のことを実施する。

- 学校関係者内での子どもに安全な文化を擁護、推進
- 子どもの安全を学校運営理事会の定期的議題として採用
- 子どもの安全に関する年次研修を受講
- 外部雇用およびその他の学校運営理事会の構成員は、該当範囲内において、子どもの安全に関する行動規範の更新を承認し、これに従って行動
- 学校運営理事会の構成員の採用にあたり、その選考、監督、および管理の過程において子どもの安全が考慮される必要がある。本校の運営理事会の責任は、本方針への順守義務を負う校長に委任される。

子どもの安全を担う責任者の任命

本校は、教職員およびボランティアの研修を含む、子どもの安全に関する方針および対策の実施において校長を支援する児童安全責任者(教頭、事務長)を任命した。

児童安全責任者の担う責任については、[リーダーシップチームのガイダンス](#)に記載されている。

子どもの安全に関する懸念事項あるいは質問、また子どもの安全を脅かす事案が発生した場合は、まず校長が窓口となり対応する。

- 校長は、子どもの安全および福祉に関する方針が本校内で順守されているか否かを監視する責任を担う。学校関係者に対して本方針順守の懸念がある場合、その旨を校長に報告する必要がある。
- 校長は、本方針について学校関係者に周知し、これを公開する責任を担う。
- その他の特定の役割と責任は、[子どもの安全に関する行動規範](#)、[子どもの安全に対する対応および通報義務に関する方針](#)とその手順、児童安全記録を含む、他の子どもの安全に関する方針および手順に記載されている。

本校は、子どもの安全を守るための危機管理部、および生徒会を設立した。危機管理部は定期的に会議を行い、子どもの安全および福祉に関連する懸案事項を特定し、これに対応する。生徒会は、児童生徒が学校の戦略に意見を述べる機会を提供する。

児童安全記録は危機管理部により管理される。

子どもの安全に関する行動規範

本校の子どもの安全に関する行動規範は、大人と児童生徒の間に適切な行動が取られるよう、両者間の境界線と両者に求められる行動を規定するものである。また、対面およびオンライン環境において受け入れられるべきでない行動も明確化する。

また、児童生徒が大人にどのような行動を求めるべきか明確に判断できる様、学校において求められる大人の行為が何であるかを児童生徒に確実に理解させる。

[子どもの安全に関する行動規範](#)には、不適切な行動の通報方法も規定されている。

子どもの安全および福祉に対するリスク管理

本校では、対面およびオンラインの学校環境における子どもの安全および福祉に対するリスクを特定、評価、および管理している。これらのリスクは、子どもの安全および福祉に関する方針、手順および実践に則り、また校外で行われる宿泊学習、アドベンチャー活動、外部業者を通して提供する施設・サービスといった各活動に関してはその都度作成されるリスク記録を用いて管理される。

本校の児童安全記録には、児童虐待に関連して特定されたリスク、およびそのリスクに対する管理措置が記録される。企画部は、少なくとも年次で、児童安全記録に記された管理措置の有効性を監視、評価する。

文化的に安全な環境の確立

本校では、アボリジニの文化、価値観および慣行の長所が尊重され、多様性を受け入れる文化的に安全な学校運営に取り組んでいる。

本校は全児童生徒が安全な環境で有意義な体験を得ることができるよう努めている。アボリジニの児童生徒のため、アボリジニの文化、アイデンティティおよび安全における関連性を認識し、アボリジニの児童生徒とそのコミュニティが本校の計画、方針および活動に発言権と存在感を示す機会を積極的に設ける。

学校関係者における文化的安全性を促進し、子どもや児童生徒が自己の文化を表現し、文化的権利を享受する能力を積極的に育成するため、次の戦略を策定した。

- 教職員、児童生徒、ボランティアがアボリジニ文化の長所を認め、評価し、アボリジニの子どもや児童生徒の福祉と安全におけるその重要性を理解できるよう支援
- 人種差別が見過ごされず、問題視され、容認されないための確実な措置を講じる
- 学校環境内での人種差別のあらゆる事案に取り組み、相当な処分にて対処
- アボリジニの子どもや児童生徒、およびその家族に対し、学校への参加と受け入れを積極的に支援
- 本校の方針、手順、システム、およびプロセス全体で、文化的に安全かつ多様性を受け入れる環境を整え、今後入学するアボリジニの子どもや児童生徒、およびその家族のニーズに応えることを約束
- 地元の先住民組織と積極的に協力し、今後の入学者に向けて、多様性を受け入れる対策を促進
- 毎年先住民の方による教育プログラムを児童生徒に対して実施

児童生徒の自信づけ

本校では、子どもの安全および福祉を支援するため、児童生徒とその家族が子どもの安全を守る活動に貢献し、自らの権利と責任に対する理解を促進するための包括的で支援的な環境づくりに取り組んでいる。

本校では、他学年交流などを通して児童生徒が互いを尊敬し合える建設的な交友関係の構築をめざした包括的な対策を講じる上、本校の行動規範や学校理念の順守を保証し、尊敬の念に基づいた児童生徒間の交友関係の育成や帰属意識の向上をねらう。

児童生徒は、建設的で尊敬の念に基づく交友関係を周りの児童生徒と構築する権利を有している。その旨を毎年度始めの全校朝会にて生徒指導担当が周知しており、自己が持つ権利に関する情報提供は学校全体で取り組んでいる。また、大人や他の児童生徒との関係において安全でない状況が生じた場合の判断や、自分自身や仲間が困った状態にある時に、声を上げて行動する上でのスキルと自信づけも同様に学校全体を通して行っている。生徒指導担当が中心となり、児童生徒には心配や不安を感じた場合に頼れる相談窓口（担任の先生や話しやすい先生にいつでも相談出来る）を把握させ、いつでも信頼できる大人と心配事を共有するよう奨励、周知する。

学校が子どもの不正行為または虐待があったとする苦情に関する情報を収集する場合、その申し立てを真剣に受け止め真摯に耳を傾ける。苦情に関する調査と児童生徒の支援を行い、児童生徒（必要に応じてその保護者や監護者）に進捗状況を共有する。

家族の参加と協力

家族と学校関係者は、子どもの安全および福祉を管理、促進し、子どもが心配事について声をあげられるよう支援する重要な役割を担っている。

本校では、家族や地域社会に対し、本校の子どもの安全に関する方針および対策に関する情報をウェブサイトで公開し、家族の参加・協力を促進している。

子どもの安全に関する方針および対策の策定や見直しにあたり、児童生徒の家族より改善のための課題や意見を聴取する機会を以下の方法で設ける。

- 児童生徒および保護者・監護者が閲覧できる様、本校ウェブサイト www.jsm.vic.edu.au および受付に、子どもの安全に関する方針と手順に関するすべての資料を用意
- 子どもの安全に関する方針と手順、および児童生徒の安全確保に向けた戦略またはイニシアチブにおける重要な変更点について、ニュースレターまたは保護者向けポータルを通して、家族および学校関係者に通知
- PROTECT Child Safety（子どもの安全確保）のポスターを職員室の外の壁に掲示

多様性と公平性

子どもの安全を守る組織として、児童生徒、家族およびコミュニティの多様性を尊び、差別なくお互いを尊重し合う環境を促進する。子ども全員の幸福と成長こそが本校の目標である。

また、子ども全員が独自のスキル、長所および経験を活かすことができると認識している。

コミュニティにおける、以下のような特定のニーズを必要とする子どもおよび若者の個人あるいは集団に対しては特別な配慮を払う。そのため、各ニーズに合わせて子どもの安全戦略とサポートの調整を行う。

- アボリジニの子どもおよび若者
- 文化적および言語的に多様な背景を持つ子ども
- 障害を持つ子どもおよび若者
- 親元から離れて暮らすことを余儀なくされた、または家庭内暴力の影響を受けている子ども
- LGBTIQ+ であると自認する子どもおよび若者

適切な教職員とボランティア

本校では、教育活動に携わる全ての教職員、請負業者、およびボランティアが適切な資質を備えていることを保証するため、子どもの安全確保を掲げる厳しい採用、導入教育、研修、および監督を行っている。

教職員採用

本校は、求人広告に次の内容を必ず明確に記載する。

- 子どもの安全および福祉に関する業務の要件、義務および責任
- 子どもの安全および福祉に関する、必須または適切な資格、経験および属性

行動規範を含む、子どもの安全を守るための対策について志願者に説明している。

教職員志願者の選別は次の方法で行う。

- ビクトリア州教員登録や犯罪歴証明のうち 1 つまたは同等の身元調査が必要とされる場合、Working With Children Check (子どもと接する仕事に就くための審査) の目視確認、検証および記録
- 身分証明書、資格、教育活動履歴、および推薦状の収集および記録

教職員が子どもと直接関わる業務を行う際、次のことを実施する。

- Working With Children Check または同等の身元調査 (ビクトリア州の教員登録など) の目視確認、検証および記録
- 以下の収集および記録:
 - 身元確認および専門的またはその他の資格証明
 - 教育活動履歴
 - 業務への適性および教育活動について記した推薦状

教職員に対する導入教育

新任の全教職員は、子どもの安全および福祉についての導入プログラムに参加する。このプログラムには、次の内容が含まれる。

- 子どもの安全および福祉に関する方針 (本文書)
- [子どもの安全に関する行動規範](#)
- [子どもの安全への対応義務および通報義務に関する方針](#)とその手順、および
- [注意義務に関する方針](#)
- 役割の性質上、学校運営陣が適していると考える子どもの安全および福祉に関する情報

教職員の継続的な監督管理

子どもに対する行動が安全かつ適切であることを確認するため、子どもと直接関わる業務に従事する全教職員に対して適切な監督を行う。

子どもと直接関わる業務における継続的な適性を確認するため、教職員の監督および評価を行う。これは、校長による定期的な業務評価によって行われる。

子どもおよび若者に対する不適切な行動には、学校や学部の方針、および法的義務に従い迅速に対処する。いかなる場合においても子どもの安全および福祉が最優先される。

ボランティア、来校者および請負業者の適性

次の方法でボランティア、来校者および請負業者の選別を行う。

- ビクトリア州教員登録や犯罪歴証明のうち 1 つまたは同等の身元調査が必要とされる場合、“Working With Children Check”の目視確認、検証および記録
- ボランティア、来校者および請負業者の役割に関連する子どもの安全上のリスクを考慮し、合理的かつ適切な場合、身分証明書、資格、教育活動履歴、および推薦状を収集、記録
- 子どもの安全と福祉に関して、役割の性質に適した導入教育の実施
- ボランティア、来校者および請負業者に対する、[子どもの安全および福祉に関する方針](#)と[子どもの安全に関する行動規範](#)の周知

子どもの安全に関する知識、スキルおよび意識

教職員が自己の役割と責任を理解し、子どもの安全および福祉の問題に効果的に対処する能力を身に付けるためには、継続的な研修と教育が不可欠である。

子どもの安全および福祉に関する導入教育に加え、本校の教職員は、子どもの安全な環境を維持するためにさまざまな研修と専門的な学習に参加し、必要なスキルと知識を身に付ける。

子どもの安全および福祉に関する教職員研修は、少なくとも年次で行われ、次の指導内容が含まれる。

- 子どもの安全および福祉に関する当校の方針、手順、規範および対策
- 他の子どもや児童生徒によるものを含む、子どもに対する危害の兆候を察知
- 子どもの安全および福祉の問題に効果的に対応し、危害を摘発した同僚を支援
- 子どもや児童生徒のために文化的に安全な環境を構築する方法
- 情報共有および記録保持義務

- 学校環境における子どもの安全および福祉リスクを特定、軽減する方法

ボランティア向け研修のような、子どもの安全および福祉に関するその他の専門的な学習と研修は、特定の役割と責任、および確認された新たなニーズや問題に合わせて調整される。

学校運営理事会の研修と教育

学校運営理事会が児童生徒の安全および福祉を最優先する決定を下すために必要な知識を体得すると同時に、学校環境における子どもの安全および福祉リスクを特定しこれを軽減するために、理事会は少なくとも年次で研修を受けている。研修には、次の指導内容が含まれる。

- Child Safe Standards(児童安全基準)の実施および児童虐待リスクを管理するための、個人および集団的義務と責任
- 学校環境における子どもの安全および福祉に関するリスク
- 子どもの安全および福祉に関する本校の方針、手順、規範および実践

通報義務計画

Victorian Reportable Conduct Scheme(ビクトリア州通報義務計画)は、2017年7月1日に実施され、Commission for Children and Young Peopleにより管理されている。

本計画は、子どもに対して大きな責任を担う団体に対して、子どもへの虐待や不正行為の申し立てをCommission for Children and Young Peopleへ通報する義務を定めている。該当団体がどのように通報事案に対応をしているのかを中央監視することにより、すべての団体において児童安全の文化の浸透を図っている。

苦情通報プロセス

本校は、教職員、ボランティア、児童生徒、保護者、および学校関係者により、懸念や苦情が積極的に提起されることを奨励する文化を育てている。これにより、行動規範の違反、不正行為、または虐待の発生やその隠蔽を抑制する。

児童虐待の発生、摘発、申立、嫌疑がある場合、全教職員およびボランティア(学校運営理事会の構成員を含む)は、[子どもの安全への対応義務および通報義務に関する方針](#)と手順に従う必要がある。この方針および手順は、子どもや児童生徒、教職員、ボランティア、請負業者、サービス提供者、来校者、または学校に関わるその他のあらゆる人物が引き起こした、またはその者に関連する児童虐待の苦情や懸念に対応するものである。

福祉と安全に対する差し迫った懸念の訴えがあり、担当の教職員がその通知を受け取った場合、本校は直ちに次のことを確実に実行する。

- 学校関係者の大人による児童虐待行為(グルーミングも含む)に関するクレームや懸念事項については [Four Critical Actions: Adult engaged by a school \(4つの重要なアクション: 学校関係者の大人\)](#)に従う
- 児童生徒間における虐待行為に関するクレームや懸念事項については [Four Critical Actions: Student – to – student abuse \(4つの重要なアクション: 児童生徒間における虐待行為\)](#)に従う
- 家庭内での虐待行為に関するクレームや懸念事項については [Four Critical Actions: Family \(4つの重要なアクション: 家庭内\)](#)に従う

- 地域社会における虐待行為に関するクレームや懸念事項については [Four Critical Actions: Community \(4つの重要なアクション:地域社会\)](#) に従う

子どもの安全および福祉に関する方針および[いじめ防止に関する方針](#)は、児童生徒の身体的暴力やその他の有害な行動に関する苦情や懸念に対応している。

コミュニケーション

本校は、次の方法で子どもの安全に関する戦略を学校関係者に伝えることに取り組んでいる。

- 子どもの安全および福祉に関する方針 (本文書)、[子どもの安全に関する行動規範](#)、および[子どもの安全への対応義務および通報義務に関する方針](#)と手順を含む、子どもの安全および福祉に関する主要方針を本校ウェブサイトで閲覧可能とする
- 職員室の外の壁に PROTECT ポスターを掲示する
- ニュースレターまたは保護者用ポータルによる通知
- 企画部会議、職員会議、学校運営理事会で、子どもの安全を定期的な議題として取り上げる

プライバシーと情報共有

本校は、ビクトリア州のプライバシー法およびその他の関連法に従い、子どもとその家族に関する情報を収集、使用、および開示する。本校の情報収集、使用および開示方法については、本校の[個人情報保護に関する方針](#)を参照すること。

記録管理

適切な記録管理の実施が子どもの安全および福祉にとって重要な要素であるとの認識のもと、ビクトリア州公文書館の記録管理標準に従って記録の管理を行う。

本校は、

- 子どもの安全および福祉に関連する記録を保持し、検索および読み出しが可能な方法で整理する。
- 子どもの安全および福祉に関する記録は、不正アクセスから保護された安全な方法で保管する。
- 児童生徒の安全および福祉に関する記録を最低 75 年間保管する。
- 性的虐待事案の発生、申し立て、摘発に関するすべての報告および調査記録を最低 99 年間保管する。
- Working With Children Check (子どもと接する仕事に就くための審査) 等、教職員志願者の選別に関する記録を保管する。

子どもの安全対策の見直し

本校では、子どもの安全に関する方針、手順、実践の見直しと継続的な改善のためのプロセスを確立している。

本校は、次のことを実施する。

- 隔年、または子どもに安全上の重大事案が発生した後に、本方針の見直しおよび改良を行う
- 苦情、懸念および安全に関する事案を分析し、方針と対策を改善

- 可視性を持って行動するとともに関連する学習を共有し、結果を教職員および学校関係者内で共有

関連する方針および手順

子どもの安全および福祉に関する方針は、以下を含むその他関連する本校の方針、手順および規範と併せて参照する必要がある。

- [いじめ防止に関する方針](#)
- [子どもの安全への対応義務および通報義務に関する方針](#)
- [子どもの安全に関する行動規範](#)
- [デジタル技術に関する方針](#)

Department of Education and Training (教育・訓練省) 発行の関連方針

- [Bullying Prevention and Response Policy \(いじめ防止と対応方法に関する方針\)](#)
- [Child and Family Violence Information Sharing Schemes \(子どもと家族への暴力に関する情報共有スキーム\)](#)
- [Complaints Policy \(苦情に関する方針\)](#)
- [Contractor OHS Management Policy \(委託業者の労働安全衛生管理に関する方針\)](#)
- [Digital Learning in Schools Policy \(学校のデジタル学習に関する方針\)](#)
- [Family Violence Support \(家庭内暴力に対する支援\)](#)
- [Protecting Children: Reporting Obligations Policy \(子どもを守る: 通報義務に関する方針\)](#)
- [Policy and Guidelines for Recruitment in Schools \(教職員の採用に関する方針とガイドライン\)](#)
- [Reportable Conduct Policy \(通報義務のある行為に関する方針\)](#)
- [Student Wellbeing and Engagement Policy \(児童生徒の福祉と学校活動への参加に関する方針\)](#)
- [Supervision of Students Policy \(児童生徒の監督に関する方針\)](#)
- [Visitors in Schools Policy \(来校者に関する方針\)](#)
- [Volunteers in Schools Policy \(学校ボランティアに関する方針\)](#)
- [Working with Children and other Suitability Checks for School Volunteers and Visitors \(ボランティアおよび来校者が教育関連業務を行うための審査および適性審査\)](#)

その他関連方針

- [Identifying and Responding to All Forms of Abuse in Victorian Schools \(ビクトリア州の学校における虐待の特定および対応方法\)](#)
- [Four Critical Actions for Schools \(学校の4つの重要なアクション\)](#)
- [Identifying and Responding to Student Sexual Offending \(生徒に関する性犯罪の特定および対応方法\)](#)
- [Four Critical Actions for Schools: Responding to Student Sexual Offending \(学校の4つの重要なアクション: 生徒に関する性犯罪への対応方法\)](#)
- [Recording your actions: Responding to suspected child abuse – A template for Victorian schools \(行動記録: 児童虐待の疑いに対する対応方法 – ビクトリア州の学校用記入フォーム\)](#)

方針の更新および再評価

企画部は、少なくとも隔年で、子どもの安全および福祉に関する方針を見直し、更新する責任を担う。再評価時には、児童生徒、保護者・監護者、教職員および学校関係者から寄せられた意見が反映される。

承認

作成日	2026 年 7 月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2026 年 7 月
再評価予定日	2026 年 11 月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。